

# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年11月30日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

## 会議に付した議題

- 議第1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第4号 事業計画変更申請について
- 議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第6号 令和5年度農作業賃金・機械作業料金について
- 議第7号 三条市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
- 議第8号 三条市農政対策協議会委員の推薦について

## 報告事項

- 報第1号 第1調査部会の調査結果報告について
- 報第2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第4号 農地法適用外事実確認証明について
- 報第5号 農地潰廃通報について
- 報第6号 作付変更届について
- 報第7号 農地法第3条の3第1項の届出について
- 報第8号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

## 農業委員出席委員 18名

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 山 倉 広 委員    | 2番 山 屋 和 徳 委員  |
| 3番 熊 倉 睦 委員    | 4番 栗 原 一 郎 委員  |
| 5番 馬 場 良 子 委員  | 6番 坂 井 浩 行 委員  |
| 7番 田 邊 稔 委員    | 8番 捧 幸 伸 委員    |
| 9番 佐 藤 秀 樹 委員  | 10番 野 崎 文 夫 委員 |
| 12番 島 影 正 幸 委員 | 13番 清 野 秀 作 委員 |
| 14番 小 林 茂 宏 委員 | 15番 佐 藤 一 富 委員 |
| 16番 三 師 満 夫 委員 | 17番 佐 藤 裕 雄 委員 |
| 18番 田 邊 敦 子 委員 | 19番 廣 川 哲 也 委員 |

## 農業委員欠席委員 なし

推進委員出席委員 17名

飯塚 栄三千 委員	井上 利 弥 委員
大口 伸 昭 委員	蒲澤 利 嗣 委員
北澤 正 之 委員	小池 秀 一 委員
笹岡 大 介 委員	高山 弘 則 委員
長谷川 淨 二 委員	原田 孝 一 委員
松岡 博 一 委員	松下 正 樹 委員
矢代 誠 一 委員	山谷 秀 昭 委員
吉田 精 一 委員	吉田 昇 委員
渡辺 秀 人 委員	

推進委員欠席委員 1名

廣川 久 一 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	阿部 勝 峰
経営基盤係 長	上林 裕 則
経営基盤係 一般任用主事	味田 佐恵子

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

（挨拶 略）

出席状況をお知らせいたします。農業委員、現在員18名、出席18名、欠席0、推進委員、現在員18名、出席17名、欠席1名でありますので、会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。

2番、山屋和徳委員、17番、佐藤裕雄委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議事に入る前に、皆さんにお諮りをしたいと思います。議第1号に議事参与の制限に該当する方がいらっしゃいますが、三条市農業委員会会議規則第14条ただし書に基づき、皆様の御同意をいただいで議事を進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、御同意をいただきましたので、そのように進めさせていただきます。

早速議事に入りしたいと思います。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』御説明をいたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきまして御説明いたします。

1ページを御覧願います。今月の申請は6件で、合計面積3万8,225平米であります。

なお、いずれも先ほど開催されました農地銀行運営委員会で、あっせん委員より報告をいただいた案件であります。

143番は、塚野目地内の農地2筆、2,022平米をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

144番及び145番は、福島新田地内の農地1筆、4,999平米と鬼木新田地内の農地2筆、4,785平米をあっせんにより譲受人、譲渡人が相互の交換により取得するものであります。

146番は、福島新田地内の農地3筆、4,979平米をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

147番は、北野新田地内の農地3筆、1万9,378平米をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

148番は、代官島地内の農地2筆、2,062平米をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

続きまして、利用権設定に係る案件につきまして、御説明いたします。89ページを御覧願います。今月の申請は、新規設定55件、面積36万8,227.03平米、再設定205件、面積116万6,860.22平米、合計では260件、面積153万5,087.25平米であります。

それでは、戻りまして、2ページの149番から順に説明いたします。なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

149番から19ページの200番までの52件は、相対でそれぞれ新規に利用権設定をするものであります。

149番は、大沢地内の農地23筆、1万3,813平米。

150番は、庭月地内の農地1筆、1,062平米。

151番は、石上三丁目地内の農地2筆、1,603平米。

152番は、須戸新田地内ほかの農地3筆、6,049平米。

4ページまで続きます。

153番は、東大崎地内ほかの農地17筆、1万4,211平米。

154番は、下保内地内の農地2筆、3,616平米。

155番は、尾崎地内の農地1筆、1,553平米。

156番は、尾崎地内ほかの農地6筆、2万2,421平米。

157番は、尾崎地内ほかの農地4筆、1万9,896平米。

158番は、尾崎地内ほかの農地3筆、1万7,898平米。

6ページをお願いします。

159番は、尾崎地内ほかの農地4筆、1万7,710平米。

160番は、川通中町地内の農地1筆、9,998平米。

161番は、川通中町地内の農地1筆、8,340平米。

162番は、川通西町地内の農地1筆、3,510平米。

163番は、高安寺地内の農地3筆、1万2,094平米。

164番は、大面地内の農地4筆、1万3,799平米。

165番は、帯織地内の農地1筆、5,000平米。

166番は、笹岡地内の農地1筆、2,622平米。

8ページをお願いします。

167番は、荻堀地内の農地2筆、4,323平米。

168番は、原地内の農地24筆、1万8,058.45平米。

169番は、棚鱗地内の農地2筆、5,146平米。

170番は、庭月地内の農地2筆、568平米。

171番は、飯田地内の農地1筆、1,473平米。

10ページをお願いします。

172番は、飯田地内の農地1筆、2,179平米。

173番は、井栗一丁目地内の農地4筆、4,142平米。

174番は、鶴田地内ほかの農地7筆、1万1,644平米。

175番は、東大崎一丁目地内の農地4筆、4,323平米。

176番は、下保内地内の農地4筆、2,089平米。

177番は、猪子場新田地内の農地2筆、1,462平米。

178番は、吉野屋地内の農地2筆、5,848平米。

12ページをお願いします。

179番は、島潟地内の農地11筆、5,285平米。

180番は、島潟地内の農地1筆、962平米。

181番は、上大浦地内の農地2筆、2,025平米。

182番は、遅場地内の農地1筆、2,267平米。

183番は、葎谷地内の農地1筆、1,625平米。

184番は、大沢地内の農地11筆、9,587.91平米。

14ページをお願いします。

185番は、大沢地内の農地2筆、5,520平米。

186番は、大沢地内の農地5筆、1万4,772平米。

187番は、福岡地内ほかの農地2筆、1,549平米。

188番は、新光地内の農地8筆、6,526平米。

189番は、嘉坪川地内の農地2筆、1,982平米。

190番は、三貫地新田地内の農地1筆、396平米。

16ページをお願いします。

191番は、北潟地内の農地3筆、1万246平米。

192番は、蔵内地内の農地1筆、1,654平米。

193番は、帯織北地内の農地1筆、7,319平米。

194番は、栄荻島地内の農地3筆、4,436平米。

195番は、帯織南地内の農地2筆、1万410平米。

196番は、荻堀地内ほかの農地7筆、5,775平米。

18ページまで続きます。

197番は、原地内ほかの農地14筆、9,088平米。

198番は、鹿峠地内の農地1筆、1,149平米。

199番は、中浦地内の農地7筆、6,742平米。

200番は、中浦地内の農地2筆、1,605平米。

以上52件は、相対で新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

次の201番から、次ページの203番までの3件は、農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が新規に10年間利用権設定をするものであります。

それでは、201番から順に御説明いたします。

20ページまで続きますが、201番は東裏館二丁目地内ほかの農地22筆、1万6,771.67平米。

202番は、新堀地内の農地1筆、3,004平米。

203番は、新堀地内の農地1筆、1,080平米。

以上3件は、新潟県農林公社が新規に10年間利用権設定をするものであります。

204番から89ページの408番までの205件につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果を報告願います。

第1調査部会長は、榎原代理の隣に着席願います。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

それでは、第1調査部会の調査結果について御報告いたします。第1調査部会では、11月25日午前9時から、厚生福社会館第3集会室におきまして、部会員と野崎会長、榎原会長代理出席の下、会議を開催いたしました。事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前9時51分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転6件、新規設定55件、再設定205件、合計件数263件、面積157万3,312.25平米で、書類審査及び事務局からの詳細説明を受け、新潟県農林公社が利用権設定をする案件以外の259件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、

また新潟県農林公社が利用権設定をする4件につきましても、いずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言をお願いします。

なお、委員の質問等の発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』御説明いたします。

91ページを御覧願います。今月、意見を求められている案件は、新規設定3件、面積2万855.67平米、再設定1件、面積6,552平米、合計では4件、面積2万7,377.67平米であります。

90ページにお戻りいただき、1番から順に御説明いたします。

一番左側の番号欄の括弧内に記載しております番号は、先ほど御審議をいただきました議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。

なお、借受人、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料、受人の状況につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1番は、東裏館二丁目地内ほかの農地21筆、1万5,788.67平米。

2番は、西裏館二丁目地内の農地1筆、983平米。

3番は、新堀地内の農地2筆、4,084平米。

以上3件は、それぞれ記載の借受人に新規に貸付けをしたいとするものでございます。

4番は、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、新規設定3件、再設定1件、合計件数4件、面積2万7,377.67平米で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、全件異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、異議ないものと認めることで答申いたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』御説明いたします。

95ページを御覧願います。今月の申請は12件で、合計面積3万2,363.29平米であります。

92ページにお戻りをお願いします。

14番は、鶴田一丁目地内の農地1筆、148平米を譲受人が譲渡人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり約〇〇〇円であります。

15番は、籠場地内の農地1筆、360平米を譲受人が譲渡人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

16番は、今井地内の農地3筆、1,445平米を譲受人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

17番は、矢田地内の農地3筆、6,854平米を譲受人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

18番は、笹岡地内の農地1筆、148平米を譲受人が譲渡人の要望により、売買により取

得するものであります。価格は、10アール当たり約〇〇〇円であります。

19番は、原地内の農地1筆、4,564平米を譲受人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円です。

20番、21番は、鬼木地内の農地2筆、3,883平米と福島新田地内の農地1筆、3,809平米を耕作不便解消のため、譲受人、譲渡人が相互の交換により取得するものであります。

94ページをお願いします。

22番は、栗林地内の農地3筆、1,996平米を譲渡人の要望により、贈与により取得するものであります。

23番は、下保内地内の農地3筆、1,238平米を譲渡人の要望により、贈与により取得するものであります。

24番は、上須頃地内ほかの農地3筆、3,063平米を譲受人が世帯内贈与により取得するものであります。

25番は、牛ヶ首地内の農地17筆、4,855.29平米を譲受人が経営規模の拡大を図るため、贈与により取得するものであります。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの6件、贈与によるもの4件、交換によるもの2件、合計面積3万2,363.29平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲受人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

23番の案件ですが、もう少し詳しく、特に農業経営の状況について教えてください。

事務局（阿部事務局長）

23番についてお答えします。

譲受人は、佐渡市の在住になっておりますけれども、以前は上保内に住所を有しておりますが、この土地はもともと譲受人が所有していたもので、譲渡人が購入されたのですが、贈与でお返しするという案件になっております。この土地は植木栽培に利用されておりますが、譲受人の実家が造園業を営んでおり、そちらの会社のほうでも管理は可



能だということで聞いております。

19番（廣川哲也委員）

家族の方が農業を営営するので、何らかの理由で名義を譲受人にしたいというふうに理解すればよろしいんですか。

私は、この手続が的確に処理されているかということを確認したかったわけですので、この方は佐渡にお住まいですけれども、御家族の方が営農されるんだとか、十分に通作が可能な状況にあるんだとか、そういうのがちゃんとチェックされているのかなということを知りたいという趣旨でございましたので、かねてから私が申し上げていますように、書類だけ整ってれば許可を出すというようなことがないように、説明をしていただきたいということでございます。

事務局（阿部事務局長）

失礼いたしました。譲受人は、お勤めを退職されて、度々三条市に帰ってきているようで、加えて御実家は造園業をやっておりまして、そちらの造園業の活動の中でその土地の植木などの管理についても十分可能だということで聞いておりまして、許可相当という判断をさせていただきます。

19番（廣川哲也委員）

造園業と農業は業種が違うんじゃないかなと思いますので、御実家の方が管理するというのが適当なのかどうかということになると思うんです。要するに同一世帯で、譲受人の方が単に転勤で佐渡に行っていらっしゃるという状況であれば、何とかいいのかなという感じもしますけれども、その辺の整理が必要じゃないかなと。この案件がいか悪いかということを行っているわけじゃないんで、それだけ理解していただきたいなと思います。この件はこれで終わります。

事務局（阿部事務局長）

ありがとうございます。これまでも市外在住の方の譲受けの案件もありますので、通作が可能かどうかや経営状況等を比較しながら受付等の事務を進めていきたいと思っております。

議長（野崎会長）

ほかに御発言のある方はいらっしゃいますか。

坂井委員。

6番（坂井浩行委員）

同じく25番の案件についても詳細を聞かせてください。

事務局（阿部事務局長）

25番の案件につきましては、横浜市在住の譲渡人が相続によって農地を取得されて、こちらにもう帰ってくる当てがなく、その農地を誰かに引き継ぎたいという希望を持っておられまして、もらってもらう人を募ってありましたところ、西蒲区在住の譲受人が手を挙げられて話がまとまった案件です。譲受人は40歳の方で、西蒲区ではお父さんが持っている田んぼで、ブルーベリーの栽培を行っており、ここでもブルーベリーをやりたいというような希望を持っておられました。ただこの農地についてはかなり条件が悪

いというのもありまして、熊倉委員から同席してもらい、譲受人にその土地の特徴とい  
いますか、日影になってかなり条件的には悪いですよとか、そういった現状を説明しま  
しましたが、それでも自分でやってみたいという意欲を感じております。その中で、熊倉委  
員からも地元の方からアドバイスをもらったり、地元に溶け込むような努力をするよう  
助言をいただいて、うまく就農に結びつくんじゃないかなという期待を持っている案件  
でございます。

6 番（坂井浩行委員）

ありがとうございます。申請地は耕作されておらず、荒廃地に近いような現状かと思  
います。そういう農地をこうやって利用してくださる方がおられて、この案件が成功例  
になってくれれば、他にもこのような農地もありますので、御相談させていただきたい  
と思います。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

ほかにございませんか。

御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第4号『事業計画変更申請について』御説明いたします。

96ページを御覧願います。今月の申請は1件で、面積295平米であります。

14番は、須戸新田地内の農地1筆、295平米を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、旭小学校の南東900メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の61番で農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

9 番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

議第4号『事業計画変更申請について』は、件数1件、面積295平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

98ページを御覧願います。今月の申請は6件で、合計面積1,459平米であります。

97ページをお願いします。

61番は、先ほど御審議をいただきました議第4号『事業計画変更申請について』で御説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

62番は、東裏館三丁目地内の農地1筆、505平米を売買により取得し、既存の公衆用道路と一体利用し、事務所1棟、駐車場12台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、裏館小学校の東側210メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

63番は、塚野目六丁目地内の農地1筆、287平米を使用貸借権の設定により、住宅1棟及びカーポート1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条総合病院の東側490メートル付近で、500メートル以内に2つの医療施設があり、かつ申請地西側市道に水道、ガス管が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

64番は、下保内地内の農地2筆、241平米を売買により取得し、駐車場7台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は1平米当たり約〇〇〇円あります。場所に

つきましては、保内公園駐車場の北東200メートル付近で、500メートル以内に2つの教育施設等があり、かつ申請地北側市道に水道、下水道管が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

98ページをお願いします。

65番は、下保内地内の農地2筆、101平米を使用貸借権の設定により既存宅地141.76平米と一体利用し、住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、保内公園駐車場の北東700メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

66番は、濁沢地内の農地1筆、30平米を使用貸借権の設定によりサンワコムシスエンジニアリング株式会社が行う携帯電話用基地局新設工事に伴う資材置場、作業場の用地として、許可の日から令和5年5月31日まで一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、農業体験学習施設よつげ邸の北東750メートル付近で、工事に伴う一時転用であり、他の土地での代替性がなく、やむを得ないと判断されます。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数6件、面積1,459平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、新潟県農業会議への諮問につきましては、不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

第1調査部会長は自席へお戻りください。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『令和5年度農作業賃金・機械作業料金について』を議題とい

たします。

この案件につきましては、今までも総会に上程させていただいて、農政対策部会に付託し、議論していただいた経緯がありますので、今回の農政対策部会に付託してはいかがと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

それでは、議第6号につきましては農政対策部会に付託することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第7号『三条市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について』を議題といたします。

議第7号参考として現行の指針を配付しておりますが、目標年次を令和5年3月としていることから、当指針の更新につきましては、農政対策部会に付託してはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議第7号につきましては、農政対策部会に付託することといたします。

なお、皆様のほうで農作業賃金や農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、何か御意見がございましたら発言願いたいと思います。

坂井浩行委員。

6番（坂井浩行委員）

今回の指針の更新では、今後、農業委員や推進委員が行う最適化活動について、具体的に示されるのでしょうか。

また、私の地域では県のビレッジプランに取り組んでおりまして、来年から具体的な作業を行っていくこととなります。県の事業と一緒に検討していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

議長（野崎会長）

分かりました。それも含めて検討させていただきます。

議長（野崎会長）

当初予定した議題は全て終了いたしました。本日お手元に配付しました議第8号『三条市農政対策協議会委員の推薦について』を追加したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

異議ないものと認め、追加することとし、直ちに議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第8号『三条市農政対策協議会委員の推薦について』御説明いたします。

本日配付の議第8号参考を御覧ください。三条市農政対策協議会は、三条市における農政対策の適正な推進と農業の健全な発展を図るために設置されたものであり、市長の諮問に応じ、農業振興地域の整備に関する法律に基づくこと、農業経営基盤強化促進法に基づくことなどを調査・協議する組織であります。現在、3番、熊倉睦委員、4番、栞原一郎委員、10番、野崎文夫委員の3名の方に協議会委員になっていただいておりますが、8月21日の任期満了に当たり、新たに委員3名の推薦依頼が参っているところでございます。任期は2年間でございます。

説明は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

三条市農政対策協議会委員3名についてはいかが取り計らったらよいか、しばらく休憩をして自由な意見の交換をお願いいたします。

しばらくの間、休憩に入ります。

（午前10時26分から午前10時27分まで休憩）

議長（野崎会長）

会議を再開いたします。

休憩中の意見交換で、全員留任とする意見が出ましたが、留任することで御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

異議ないものと認め、3番、熊倉睦委員、4番、栞原一郎委員、10番、野崎文夫の以上3名を推薦しますので、よろしく願います。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略いたします。

それでは、報第2号から報第8号まで続けて事務局より報告を願います。

事務局（阿部事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で御質問がございましたら御発言をいただきたいと思っております。

しばらくして御発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

続きまして、農政対策部会の開催案内をお願いいたします。

農政対策部会長、3番、熊倉睦委員。

農政対策部会長（3番熊倉 睦委員）

農政対策部会では、12月19日午前9時30分から厚生福祉会館第2集会室で会議を開催したいと思いますので、関係委員は出席をお願いいたします。

なお、案件につきましては、ただいま付託いただきました令和5年度農作業賃金・機械作業料金について等でございますので、よろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第2調査部会長、17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

来月は、第2調査部会の当番でございます。12月23日午前9時から厚生福祉会館第2集会室で会議を開催いたしますので、関係委員は出席をお願いいたします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は、27日午前9時半開会を予定しております。

それでは、長時間にわたって御審議いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時40分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長 野崎 文夫

---

議事録署名委員（ 2 番） 山屋 和徳

---

議事録署名委員（ 1 7 番） 佐藤 裕雄

---